

○新富町広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

平成24年10月12日
告示第73号

(趣旨)

第1条 この要領は、新富町広告掲載取扱要綱(平成24年新富町告示第28号。以下「要綱」という。)に基づき、新富町(以下「町」という。)が交付した各種証明書等を持ち帰るために提供する封筒のうち広告が印刷されたもの(以下「窓口用封筒」という。)の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 窓口用封筒の設置場所は、町民課、新田支所、上新田地区町民サービスコーナー及びその他町長が指定する場所とする。

(平30告示76・一部改正)

(設置期間)

第3条 窓口用封筒の設置期間は、1年間とする。ただし、町は、当該窓口用封筒を無償提供する者(以下「無償提供者」という。)と協議の上、設置期間を変更することができる。

(無償提供者の募集)

第4条 無償提供者の募集は、町のホームページ又はその他町長が必要と判断した方法により行う。

2 募集期間及び無償提供者の選定基準その他募集に関し必要な事項は、募集要項で別に定める。

(無償提供の申込み)

第5条 窓口用封筒の無償提供を行おうとする者は、新富町広告入り窓口用封筒の無償提供申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第6条 町長は、前条の申込みがあったときは、無償提供者の選定基準に基づき審査を行い、無償提供者を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、その結果を新富町広告入り窓口用封筒の無償提供許可・不許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(確認書の締結)

第7条 町長は、前条の規定により決定した無償提供者と窓口用封筒の製作及び無償提供に関して確認書を締結するものとする。

(広告主)

第8条 広告主は、原則として町内に活動拠点を有する法人その他の団体又は個人とする。ただし、これらの応募がない場合については、この限りでない。

(広告の審査)

第9条 無償提供者は窓口用封筒に広告を掲載する広告主及びその広告内容について、町長に事前に報告するものとする。

2 町長は、前項の報告があったときは、要綱第8条第1項に規定する新富町広告審査委員会の審査に付するものとする。

(令3告示59・一部改正)

(留意事項)

第10条 無償提供者は、掲載する広告の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、町が広告を募集しているような誤解を受けることがないように十分配慮しなければならない。

2 無償提供者は、窓口用封筒の色、形状その他の仕様について、町長と事前に協議し、その承諾を受けなければならない。

3 窓口用封筒の設置は、町長の指示に基づき、指定期日までに無償提供者が行うものとする。

(無償提供者の責務)

第11条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

2 無償提供者は、広告及び広告主に問題が生じた場合は、速やかに町長に通知するとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を町に提供するものとする。

3 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替の封筒を提供するものとする。

4 無償提供者に前3項による損害が生じて、町は、その責任を負わないものとする。

(設置の中止)

第12条 町長は、無償提供者がこの要領に違反していると認めたとき、又はその他町長が窓口用封筒の設置が適当でないと認めたときは、窓口用封筒の設置を中止するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年7月31日告示第76号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和3年5月21日告示第59号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)